

<h1>兵庫県公報</h1> <p>平成19年6月29日 金曜日 第1888号</p>	<p>発行人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号</p> <p>毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときは翌日</p>	 <p>(兵庫県民の旗=県旗)</p>																					
目 次																							
規 則																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)</td><td style="width: 80%; text-align: right; vertical-align: bottom;">ページ 2</td><td style="width: 10%;"></td></tr> <tr> <td>○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を 改正する規則(同)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">2</td><td></td></tr> </table>			○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)	ページ 2		○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を 改正する規則(同)	2																
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)	ページ 2																						
○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を 改正する規則(同)	2																						
告 示																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○平成19年度職業訓練指導員試験の実施(能力開発課)</td><td style="width: 80%; text-align: right; vertical-align: bottom;">3</td><td style="width: 10%;"></td></tr> <tr> <td>○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">5</td><td></td></tr> <tr> <td>○特別保護地区の再指定に係る公聴会の開催(豊かな森づくり課)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">6</td><td></td></tr> <tr> <td>○道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">6</td><td></td></tr> <tr> <td>○同 上(同)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">7</td><td></td></tr> <tr> <td>○道路の位置指定(建築指導課)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">7</td><td></td></tr> <tr> <td>○同 上(同)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">7</td><td></td></tr> </table>			○平成19年度職業訓練指導員試験の実施(能力開発課)	3		○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)	5		○特別保護地区の再指定に係る公聴会の開催(豊かな森づくり課)	6		○道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	6		○同 上(同)	7		○道路の位置指定(建築指導課)	7		○同 上(同)	7	
○平成19年度職業訓練指導員試験の実施(能力開発課)	3																						
○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)	5																						
○特別保護地区の再指定に係る公聴会の開催(豊かな森づくり課)	6																						
○道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	6																						
○同 上(同)	7																						
○道路の位置指定(建築指導課)	7																						
○同 上(同)	7																						
公 告																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○個人情報の保護に関する条例の運用状況(県民情報センター)</td><td style="width: 80%; text-align: right; vertical-align: bottom;">8</td><td style="width: 10%;"></td></tr> <tr> <td>○情報公開条例の運用状況(同)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">10</td><td></td></tr> <tr> <td>○産業活力再生地区の指定(企業立地課)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">11</td><td></td></tr> <tr> <td>○産業集積促進地区の指定(同)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">11</td><td></td></tr> <tr> <td>○大規模小売店舗の変更に関する届出(まちづくり課)</td><td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">12</td><td></td></tr> </table>			○個人情報の保護に関する条例の運用状況(県民情報センター)	8		○情報公開条例の運用状況(同)	10		○産業活力再生地区の指定(企業立地課)	11		○産業集積促進地区の指定(同)	11		○大規模小売店舗の変更に関する届出(まちづくり課)	12							
○個人情報の保護に関する条例の運用状況(県民情報センター)	8																						
○情報公開条例の運用状況(同)	10																						
○産業活力再生地区の指定(企業立地課)	11																						
○産業集積促進地区の指定(同)	11																						
○大規模小売店舗の変更に関する届出(まちづくり課)	12																						
人事委員会規則																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則</td><td style="width: 80%; text-align: right; vertical-align: bottom;">13</td><td style="width: 10%;"></td></tr> </table>			○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	13																			
○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	13																						
人事委員会告示																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程</td><td style="width: 80%; text-align: right; vertical-align: bottom;">14</td><td style="width: 10%;"></td></tr> </table>			○職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	14																			
○職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	14																						
警察本部公告																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">○入札公告</td><td style="width: 80%; text-align: right; vertical-align: bottom;">14</td><td style="width: 10%;"></td></tr> </table>			○入札公告	14																			
○入札公告	14																						
公布された法令のあらまし																							
<p>●議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第50号) 地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、福祉事業のうち、休養に関する事業を削除することとした。</p> <p>●学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則(規則第51号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者以外の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改定することとした。 2 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を改定することとした。 <p>●公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第6号) 任命権者から、新たに職員を派遣する予定の公益法人があるため、公益法人等への職員の派遣等に関する規</p>																							

別表第1に規定する必要がある旨報告されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第50号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 兵庫県規則第51号

##### 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（昭和51年兵庫県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ200円」を「1人につき200円」に改め、「、他の扶養親族については1人につき167円を」を削る。

別表第2最低限度額の欄及び最高限度額の欄を次のように改める。

| 最低限度額  | 最高限度額   |
|--------|---------|
| 4,847円 | 13,467円 |
| 5,744円 | 13,467円 |
| 6,478円 | 16,245円 |
| 7,062円 | 20,084円 |
| 7,223円 | 22,591円 |
| 6,973円 | 23,941円 |
| 6,479円 | 24,164円 |
| 5,843円 | 23,928円 |
| 4,539円 | 21,164円 |
| 4,100円 | 14,608円 |

4,100円 13,467円

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2項の規定は、平成19年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2（年齢階層が25歳未満、25歳以上30歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、45歳以上50歳未満、50歳以上55歳未満及び55歳以上60歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が60歳以上65歳未満及び65歳以上70歳未満である場合の最高限度額に係る部分を除く。）の規定は、平成19年4月1日以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則別表第2（年齢階層が25歳未満、25歳以上30歳未満、30歳以上35歳未満、35歳以上40歳未満、45歳以上50歳未満、50歳以上55歳未満及び55歳以上60歳未満である場合の最低限度額並びに年齢階層が60歳以上65歳未満及び65歳以上70歳未満である場合の最高限度額に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

**告 示****兵庫県告示第744号**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する平成19年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

**1 免許職種、試験日時及び試験場所**

| 区分   |      | 免許職種 | 試験日時                               | 試験場所                            |
|------|------|------|------------------------------------|---------------------------------|
| 学科試験 | 指導方法 | 全職種  | 平成19年9月7日(金)<br>午前11時から正午まで        | 兵庫県農業共済会館<br>神戸市中央区下山手通4丁目15番3号 |
|      | 関連学科 | 和裁科  | 平成19年9月7日(金)<br>午後1時30分から午後2時30分まで |                                 |
|      | 専攻学科 | 和裁科  | 平成19年9月7日(金)<br>午後2時50分から午後3時50分まで |                                 |

なお、実技試験は実施しない。

**2 試験の科目**

| 免許職種 | 学科試験の科目 |
|------|---------|
|      |         |

|     |                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全職種 | 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）                                                                                                                                                                                 |
| 和裁科 | <p>1 指導方法（上記指導方法に同じ。）</p> <p>2 関連学科</p> <p>(1) 系基礎学科</p> <p>ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り）</p> <p>イ 縫製法（縫製法及び縫製用材料）</p> <p>ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</p> <p>(2) 専攻学科</p> <p>ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法）</p> <p>イ 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）</p> |

### 3 受験資格

#### (1) 和裁科

次の(3)に該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部が免除されるもの

#### (2) その他の免許職種

次の(3)に該当する者で規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

#### (3) 次のいずれかに該当する者

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者  
イ 規則第45条の2第2項及び同条第3項に規定する者

ウ 職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

#### (4) (1)から(3)までにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人  
イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

### 4 合否判定基準

#### (1) 次のいずれかに該当する者

ア 指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。

イ 指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（アに該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

ウ 系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合（アに該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

### 5 受験手続

#### (1) 受験申請書類

ア 受験申請書  
イ 受験資格を証明する書類

#### (2) 申請書類の提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部しごと局能力開発課公共訓練係

#### (3) 申請書類の提出期間

平成19年7月9日（月）から平成19年7月27日（金）まで

（受付は、午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成19年7月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### (4) 受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

## (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

## 6 合格発表

平成19年10月1日(月)に兵庫県産業労働部しごと局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

## 7 その他

(1) 受験申請書は、兵庫県産業労働部しごと局能力開発課、各県民局及び公共職業能力開発施設において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒(角形2号)(宛先を明記の上140円切手を貼る。)を添えて、兵庫県産業労働部しごと局能力開発課に申し込むこと。

## (3) 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部しごと局能力開発課公共訓練係

電話(078)362-3367(直通)

## 兵庫県告示第745号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 目坂土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所         |
|-------|------|------------|
| 理事    | 中嶋 裕 | 豊岡市目坂882番地 |

## 2 平岡町土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所                |
|-------|--------|-------------------|
| 理事    | 黒田 武   | 加古川市平岡町新在家1010番地  |
| 同     | 長谷川 真一 | 同 市平岡町新在家1026番地   |
| 同     | 松本 常和  | 同 市平岡町新在家2030番地の1 |
| 同     | 稲田 勉   | 同 市平岡町新在家975番地    |
| 同     | 澤田 一夫  | 同 市平岡町西谷97番地      |
| 同     | 上田 寛二  | 同 市平岡町高畑41番地      |
| 同     | 奥村 英明  | 同 市平岡町土山268番地     |
| 同     | 南澤 譲司  | 同 市平岡町二俣619番地     |
| 同     | 井上 賢司  | 同 市平岡町一色337番地     |
| 監事    | 村上 敏広  | 同 市平岡町新在家1863番地   |
| 同     | 鉢田 喜市  | 同 市平岡町土山15番地      |
| 同     | 胡中 利郎  | 同 市平岡町二俣623番地の1   |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所                |
|-------|-------|-------------------|
| 理事    | 小南 好弘 | 加古川市平岡町土山940番地の2  |
| 同     | 黒田 武  | 同 市平岡町新在家1010番地   |
| 同     | 松本 常和 | 同 市平岡町新在家2030番地の1 |
| 同     | 稲田 勉  | 同 市平岡町新在家975番地    |
| 同     | 木下 進  | 同 市平岡町西谷106番地     |
| 同     | 上田 寛二 | 同 市平岡町高畑41番地      |
| 同     | 南澤 弘  | 同 市平岡町二俣619番地     |

|    |   |   |   |   |   |                |
|----|---|---|---|---|---|----------------|
| 同  | 井 | 上 | 賢 | 司 | 同 | 市平岡町一色337番地    |
| 同  | 森 | 田 | 透 |   | 同 | 市平岡町新在家267番地の2 |
| 監事 | 村 | 上 | 敏 | 広 | 同 | 市平岡町新在家1863番地  |
| 同  | 鉢 | 田 | 喜 | 市 | 同 | 市平岡町土山15番地     |
| 同  | 胡 | 中 | 利 | 郎 | 同 | 市平岡町二俣623番地の1  |

**兵庫県告示第746号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則（平成12年兵庫県規則第39号）第2条の規定により、特別保護地区の再指定に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 日 時                        | 場 所                                      | 案 件                                                                   |
|----------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 平成19年7月24日（火）<br>午後3時から    | 伊丹市昆陽池2丁目1<br>スワンホール（伊丹市立労働福祉会館・青少年センター） | 伊丹特別保護地区の再指定について<br>所在地 伊丹市<br>期 間 平成19年11月1日から<br>平成29年10月31日まで      |
| 同日<br>午前10時から              | 加東市下滝野1269番地2<br>加東市役所滝野庁舎第3会議室          | 五峰山特別保護地区の再指定について<br>所在地 加東市<br>期 間 平成19年11月1日から<br>平成29年10月31日まで     |
| 同日<br>午後1時30分から            | 西脇市郷瀬町605<br>西脇市役所2階応接室                  | 西脇市西林寺山特別保護地区の再指定について<br>所在地 西脇市<br>期 間 平成19年11月1日から<br>平成29年10月31日まで |
| 平成19年8月3日（金）<br>午前10時30分から | 豊岡市幸町7-11<br>兵庫県豊岡総合庁舎内豊岡職員福利センター会議室     | 日和山特別保護地区の再指定について<br>所在地 豊岡市<br>期 間 平成19年11月1日から<br>平成29年10月31日まで     |

**兵庫県告示第747号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年6月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年6月29日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 道 路 の 種 類<br>路 線 名 | 道 路 の 区 域 |    |                 |               |    |
|--------------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
|                    | 区 間       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
|                    |           |    |                 |               |    |

|             |                                        |   |                  |        |  |
|-------------|----------------------------------------|---|------------------|--------|--|
| 県道<br>養父朝来線 | 養父市十二所字宮ノ上34番1から<br>同 市大坪字ヒマグリ238番1まで  | 旧 | 2.0から<br>21.0まで  | 2166.0 |  |
|             | 養父市十二所字宮ノ上34番1から<br>同 市大坪字ヒマグリ238番1まで  | 新 | 2.0から<br>21.0まで  | 2166.0 |  |
|             | 養父市十二所字馬場1514番3から<br>同 市大坪字ヒマグリ238番1まで |   | 12.0から<br>41.0まで | 980.0  |  |
|             |                                        |   |                  |        |  |

**兵庫県告示第748号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年7月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年6月29日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                |    |                                     |                  |    |
|--------------|--------------------------------------|----|-------------------------------------|------------------|----|
|              | 区間                                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)                     | 延長<br>(メートル)     | 備考 |
| 国道<br>372号   | 篠山市辻字宇古部809番1から<br>同 市上宿字柳下ノ坪341番7まで | 旧  | 6.0から<br>17.0まで                     | 1838.0           |    |
|              |                                      | 新  | 6.0から<br>17.0まで<br>13.0から<br>45.0まで | 1838.0<br>1820.0 |    |

**兵庫県告示第749号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年6月29日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道路の位置                                     | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-------------------------------------------|--------------|--------------|
| 第H19丹波位置<br>0001号 | 19. 6. 12        | 丹波市柏原町柏原字北松葉3203番1の一部、3203番2の一部、3204番2の一部 | 6.00         | 42.00        |

**兵庫県告示第750号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年6月29日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 指定番号 | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道路の位置 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|------|------------------|-------|--------------|--------------|
|      |                  |       |              |              |

|                   |          |                            |      |       |
|-------------------|----------|----------------------------|------|-------|
| 第H18淡路位置<br>0011号 | 19. 6. 6 | 淡路市志筑字天神1222番の一部、1223番1の一部 | 4.50 | 91.13 |
| 第H18淡路位置<br>0020号 | 19. 6. 6 | 淡路市大磯14番2の一部               | 6.00 | 67.95 |

## 公 告

## 個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成18年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

## (1) 個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外の状況

個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について、個人情報保護審議会から答申があったのは次のとおりである。

| 番 号 | 質 問 内 容                                                | 実施機関          | 質問年月日     | 答申年月日     |
|-----|--------------------------------------------------------|---------------|-----------|-----------|
| 1～3 | がん登録事業の件<br>(本人収集の原則の例外、センシティブ情報の収集禁止の例外、利用及び提供の制限の例外) | 知 事           | H18.2.20  | H18.5.11  |
| 4   | がん登録事業の件<br>(利用及び提供の制限の例外)                             | 病院事業<br>管 理 者 | H18.2.20  | H18.5.11  |
| 5   | 浄化槽の設置及び廃止等に係る情報の指定検査機関への提供の件<br>(利用及び提供の制限の例外)        | 知 事           | H18.11.21 | H18.11.24 |

## (2) 個人情報取扱事務の登録状況

| 実 施 機 関 名     | 件 数   | 実 施 機 関 名           | 件 数   |
|---------------|-------|---------------------|-------|
| 知 事           | 1,506 | 労 働 委 員 会           | 8     |
| 議 会           | 15    | 収 用 委 員 会           | 5     |
| 教 育 委 員 会     | 162   | 瀬戸内海海区漁業調整委員会       | 6     |
| 選 举 管 理 委 員 会 | 14    | 但馬海区漁場調整委員会         | 6     |
| 人 事 委 員 会     | 9     | 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 | 6     |
| 監 査 委 員       | 7     | 公 営 企 業 管 理 者       | 32    |
| 公 安 委 員 会     | 6     | 病 院 事 業 管 理 者       | 20    |
| 警 察 本 部 長     | 184   | 合                   | 1,986 |

## (3) 個人情報の開示請求及び不服申立ての状況

(件)

| 区 分<br>実施機関名  | 書面による個人情報の開示請求 |         |      |     | 口頭による個人情報の開示請求 |         | 不 服 申 立 て |         |    |    |     |
|---------------|----------------|---------|------|-----|----------------|---------|-----------|---------|----|----|-----|
|               | 請 求 件 数        | 処 理 状 況 |      |     | 開示対象試験等の数      | 請 求 件 数 | 申立 て 件 数  | 処 理 状 況 |    |    |     |
|               |                | 開 示     | 部分開示 | 不開示 |                |         |           | 却下      | 棄却 | 認容 | 審理中 |
| 知 事           | 63             | 53      | 8    | 0   | 2              | 34      | 355       | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 議 会           | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 教育委員会         | 306            | 247     | 48   | 11  | 0              | 6       | 9,782     | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 選挙管理委員会       | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 人事委員会         | 1              | 1       | 0    | 0   | 0              | 5       | 385       | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 監査委員          | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 公安委員会         | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 警察本部長         | 45             | 3       | 33   | 8   | 1              | 1       | 273       | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 労働委員会         | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 収用委員会         | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 瀬戸内海海区漁業調整委員会 | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 但馬海区漁業調整委員会   | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 内水面漁場管理委員会    | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 公営企業管理者       | 0              | 0       | 0    | 0   | 0              | 0       | 0         | 0       | 0  | 0  | 0   |
| 病院事業管理者       | 3,445          | 3,425   | 9    | 11  | 0              | 2       | 0         | 1       | 0  | 1  | 0   |
| 合 計           | 3,860          | 3,729   | 98   | 30  | 3              | 48      | 10,795    | 1       | 0  | 1  | 0   |

## (4) 個人情報の訂正請求の状況

## ア 請求件数

2 件 (不訂正決定 2 件)

## イ 訂正決定等に対する不服申立ての状況

2 件 (審理中)

## (5) 個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

## (6) 苦情申出の状況

該当なし

## 2 事業者が取り扱う個人情報の保護

## (1) 指導又は助言の状況

該当なし

(2) 説明又は資料提出の要求の状況

該当なし

(3) 助言又は公表の状況

該当なし

(4) 苦情相談の状況

78件

#### 情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、平成18年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 1. 公文書公開及び不服申立ての状況

(件)

| 区分<br>実施機関名   | 公 文 書 の 公 開 |         |       |     | 不 服 申 立 て  |         |     |     |     |     |   |
|---------------|-------------|---------|-------|-----|------------|---------|-----|-----|-----|-----|---|
|               | 請 求<br>件 数  | 処 理 状 況 |       |     | 申立て<br>件 数 | 処 理 状 況 |     |     |     |     |   |
|               |             | 公 開     | 部分公開  | 非公開 |            | 却 下     | 棄 却 | 認 容 | 審理中 | 取下げ |   |
| 知 事           | 3,949       | 3,155   | 652   | 112 | 30         | 3       | 0   | 0   | 0   | 3   | 0 |
| 教育委員会         | 6,060       | 3,181   | 2,647 | 225 | 7          | 3       | 0   | 0   | 0   | 3   | 0 |
| 選挙管理委員会       | 265         | 251     | 5     | 8   | 1          | 1       | 1   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 人事委員会         | 2           | 0       | 0     | 2   | 0          | 1       | 0   | 0   | 0   | 1   | 0 |
| 監査委員          | 8           | 8       | 0     | 0   | 0          | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 公安委員会         | 0           | 0       | 0     | 0   | 0          | 2       | 0   | 0   | 0   | 2   | 0 |
| 警察本部長         | 304         | 51      | 217   | 32  | 4          | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 労働委員会         | 0           | 0       | 0     | 0   | 0          | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 収用委員会         | 0           | 0       | 0     | 0   | 0          | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 瀬戸内海海区漁業調整委員会 | 0           | 0       | 0     | 0   | 0          | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 但馬海区漁業調整委員会   | 0           | 0       | 0     | 0   | 0          | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 内水面漁場管理委員会    | 0           | 0       | 0     | 0   | 0          | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 公営企業管理者       | 121         | 121     | 0     | 0   | 0          | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 病院事業管理者       | 240         | 175     | 5     | 48  | 12         | 0       | 0   | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 合 計           | 10,949      | 6,942   | 3,526 | 427 | 54         | 10      | 1   | 0   | 0   | 9   | 0 |

#### 2. 情報提供の状況

(件)

| 情報センター     | 提供件数   |
|------------|--------|
| 県民情報センター   | 4,884  |
| 地域県民情報センター | 7,945  |
| 合 計        | 12,829 |

**産業活力再生地区の指定**

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 拠点地区の種別  
産業活力再生地区
- 2 指定の申出をした市長  
赤穂市長
- 3 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
赤穂臨海産業活力再生地区  
赤穂市西浜町の一部 約30.1ヘクタール
- 4 指定日  
平成19年6月29日

**産業集積促進地区の指定**

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 拠点地区の種別  
産業集積促進地区
- 2 (1)ア 指定の申出をした市長  
南あわじ市長
  - イ 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積  
南あわじ市企業団地産業集積促進地区  
南あわじ市榎列上幡多の一部及び倭文長田の一部 約21.0ヘクタール
- (2)ア 指定の申出をした市長  
朝来市長
  - イ 地区の名称、区域及び面積  
和田山弥生が丘産業集積促進地区  
朝来市和田山町弥生が丘34から37 約1.03ヘクタール
- (3)ア 指定の申出をした市長  
豊岡市長
  - イ 地区の名称、区域及び面積  
三方東部工業団地産業集積促進地区  
豊岡市日高町野の一部及び伊府の一部 約3.06ヘクタール
- (4)ア 指定の申出をした市長  
丹波市長

## イ 地区の名称、区域及び面積

市島町下友政産業集積促進地区

丹波市市島町中竹田及び下竹田の各一部 約16.5ヘクタール

## 3 指定日

平成19年6月29日

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年6月29日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンモール高砂

所在地 高砂市高砂町栄373番地ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 法人の代表者の氏名 住所

菱紙株式会社 田村眞人 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

三菱倉庫株式会社 番尚志 東京都中央区日本橋一丁目19番1号

株式会社西友 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

名称 株式会社西友

代表者の氏名 渡辺紀征

住所 大阪市淀川区西中島五丁目10番15号

ほか29者

## イ 変更後

名称 株式会社西友

代表者の氏名 エドワード・ジェームズ・カレッジスキー

住所 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

ほか21者

## (2) 廃棄物等の保管施設の位置

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

| 小 売 業 者 の 名 称 | 開店時刻  | 閉店時刻 |
|---------------|-------|------|
| 株式会社西友        | 午前9時  | 午後9時 |
| 小森電機産業株式会社    | 午前9時  | 午後7時 |
| その他           | 午前10時 | 午後8時 |

## イ 変更後

| 小売業者の名称    | 開店時刻   | 閉店時刻 |
|------------|--------|------|
| 株式会社西友     | 24時間営業 |      |
| 小森電機産業株式会社 | 午前9時   | 午後7時 |
| その他        | 午前10時  | 午後8時 |

## (4) 来客が駐車場を利用できる時間帯

ア 変更前

午前8時30分から午後9時30分まで

イ 変更後

24時間（駐車場の一部は変更なし）

## (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前

入口3箇所、出口2箇所

イ 変更後

入口2箇所、出口2箇所、出入口1箇所

## 4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成17年10月31日ほか

(2) その他

平成19年6月25日

## 5 届出年月日

平成19年6月1日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年6月29日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年10月29日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 人 事 委 員 会 規 則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

兵庫県人事委員会

委員長 下野昌宏

## 兵庫県人事委員会規則第6号

## 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第3号の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 独立行政法人理化学研究所

## 附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

### 人 事 委 員 会 告 示

#### 兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月29日

兵庫県人事委員会

委員長 下野昌宏

#### 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「阪神北教育事務所」の右に「、東播磨教育事務所」を加える。

#### 附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

### 警 察 本 部 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年6月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井誠史

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品及び数量

但馬運転免許センター端末装置等 一式（賃貸借）

##### (2) 物品の特質等

物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

##### (3) 契約期間

平成19年10月1日から平成24年9月30日までの間

##### (4) 納入場所

養父市八鹿町朝倉字下台48-5 但馬運転免許センター

##### (5) 入札方法

上記(1)の物件について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

##### (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

##### (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

##### (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

##### (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係  
電話(078)341-7441 内線 2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年6月29日(金)から同年7月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)
- (3) 入札、開札の日時及び場所  
平成19年8月10日(金) 午前11時から 兵庫県警察本部4階入札室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、  
平成19年8月9日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60ヶ月を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額)を平成19年8月9日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長(以下「本部長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
免除とする。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあっては、当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成19年7月13日(金)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(入札日から平成19年8月下旬)までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入れ執行者に提出すること。  
ク 入札金額は上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税を含まない。)を記載すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。  
(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者  
(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、

無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Seishi Suei, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be leased :

Sets of lease for computer terminal 1 set

(3) Delivery period :

September 30, 2007

(4) Delivery place :

Tajima drivers license update center.

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00, July 13, 2007

(6) Deadline for tender :

17:00 August 9, 2007 by mail ;

11:00 August 10, 2007 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Fujie, Facilities section, Accountant Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

4-1, Shimoyamate-dori, 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510

TEL (078) 341-7441 (Ext. : 2253)